

WebMoney プリペイドカード廃止に伴う残高払戻しに関する公告

当社は、2026 年 2 月 27 日付「資金移動業の一部廃止の公告」のとおり、2026 年 3 月 31 日をもって資金移動業の一部（WebMoney プリペイドカード資金移動サービス「WebMoneyCard」の名称で営む事業）を廃止いたしました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日より、電子公告ならびに WebMoney アプリおよびご登録いただいているご連絡先を通じて、当該カードに残高を保有されているお客様に対し、未使用残高の返金方法および 2026 年 7 月 15 日までにお申し出いただくようご案内しております。

しかしながら、これらのご案内にもかかわらず、お申し出をいただいていないお客様につきましては、現在もなお払戻しが完了しておりません。

つきましては、払戻しのお申し出をいただいていないお客様におかれましては、下記内容をご確認のうえご対応をお願いいたします。また、払戻し申出期限を過ぎた場合は下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

■払戻し申出期限

2026 年 8 月 15 日

■払戻し方法

2026 年 7 月 16 日に当社 HP でご案内する払戻し手続きの内容に従って、当社専用フォームよりお申し出をお願いいたします。

フォームよりお申し出いただいたお客様のご指定の金融機関口座へお振込みにより払戻しいたします。なお、振込手数料は当社にて負担いたします。

■払戻しに関するご注意

上記申出期限までに払戻しのお申し出がない場合、資金決済に関する法律の定めに基づき、払戻し手続きの対象外となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

au フィナンシャルサービス株式会社 サポートセンター

電話番号：0120-364-033（通話料無料）

support@au-payment.jp

以上、資金決済に関する法律第 47 条第 3 号、同法施行令第 17 条第 2 項第 2 号および資金
移動業者に関する内閣府令 23 条の規定により公告いたします。

2026 年 7 月 16 日

東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号 THE LINKPILLAR 1 NORTH 11 階

au フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役 長野 敦史